

令和 4 年度

第 5 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 4 年 8 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 6 分

場所 庄原市総合体育館 2 階第 2 会議室

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（9 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請と
それに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による
許可申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主 任	仲田 順一	○		主 任	光永 稔彦	○	

係長	ただ今より、令和４年度第５回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 黒木事務局長は別件協議のため欠席です。 本日は１２番の竹森委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。１７番金本委員さん、１８番前田委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号２５から２７の３件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。 （なしという声）
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第３条の規定による許可申請」について、受付番号２５から２７の３件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 （なしという声）
議長	それでは受付番号２５から２７の３件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。

議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(9 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 4 年 7 月期の申し込み分については、「令和 4 年 9 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が 1 件 2,186 ㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質疑・ご意見がございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号 5 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 5 位置等：説明資料の 2・3 ページに記載 転用事由：牛舎、農業用倉庫、堆肥舎、資料置場、通路・転回場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認(汚水が漏れないための対策済) 除外手続：農業用施設への区分変更済 その他：追認部分もあるため顛末書の添付あり
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。 (なしという声)

議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請」、受付番号5について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号16から21の6件について、事務局より説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	説明に入らせていただく前に一部訂正がございます。 受付番号20について、現地確認の結果、現況地目が原野になりましたので修正しております。 (説明 以下 概要) 受付番号16 位置等：説明資料4・5ページに記載 潰廃事由：平成3年に父親が亡くなりその後耕作を放棄し、現在原野となっている。 現地確認：現地は小さな区画が段々と下っていく土地で、笹・低木等が繁茂する状態であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号17 位置等：説明資料4・6ページに記載 潰廃事由：〇〇番は、昭和50年頃、市道から石積を施工し●●番の宅地と一体利用できるように工事を行い、建物敷地と一体利用している。 〇〇番は、圃場整備が行われた時期から山寄せである当該地及び指導より北側の農地につき、耕作が行き届かなくなり、山林に隣接している部分から、原野化した。 〇〇番と〇〇番は、山寄せの畑であり、自宅から少し離れた土地であることから、以前より耕作しにくい土地であった。自宅北側の山に昭和60年頃、植林をしたことからその数年後に植林を行い、現在山林化した土地となっている。 〇〇番は、圃場整備事業により、整備後の圃場の形状を考慮し、分筆により地区外となった土地であり、形状も圃場整備の切土法面とごくわずかな平地の土地である。農地として利用が難しく、非耕作状態となり原野化した。 現地確認：現地はいずれも申請のとおりであり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料 7・8 ページに記載 潰廃事由：40 年以上前から宅地として利用している。 現地確認：現地は自宅の庭として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり。
事務局員 (総領出張所)	受付番号 19 位置等：説明資料 9・10 ページに記載 潰廃事由：昭和 35 年には小屋が建っていたが、平成元年頃に崩し、現在は更地になっている。 現地確認：現地は雑草が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 20 位置等：説明資料 9・11 ページに記載 潰廃事由：以前の所有者の頃から耕作放棄がされている。 現地確認：現地は雑木や雑草が繁茂して原野となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 21 位置等：説明資料 9・12 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃から農地として利用していない。 現地確認：現地は雑木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。
17 番金本委員	受付番号 19 について、原野ではなく雑種地なのでしょうか。
事務局員 (本庁)	本庁も同行しておりましたのでお答えいたします。 元々小屋が建っていたということで宅地の敷地のように砂利が敷かれており、宅地と一体のものだったということで雑種地という判定をしています。
1 番植木委員	現状は石がずっと敷いてあって農地には復旧ができない状態です。 当初宅地利用がされていたのだろうなという形跡も残ってありました。草はほとんど生えておりません。

議長	他にございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について受付番号 16 から 21 の 6 件を一括で採決をしたいと思います。 これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 16 から 21 の 6 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することに決定されました。
議長	それでは続きまして、議案第 5 号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請」について上程いたします。
議長	まず本件について、7 月 5 日の第 4 回総会において不許可相当と決議した後の処理経過を事務局に説明していただきます。
事務局員 (本庁)	当該申請については、7 月 5 日第 4 回総会において審議した結果、 ・現在、パネル下部での営農がなされていないこと。 ・営農ができない原因であるパネル設置工事の時期が悪かったことによる農地の排水不良の改善について、だれが、いつ、改善するのか明確に示されていないこと。 の 2 点から、今後の営農が不確実なため「不許可相当」との議決をしたところです。そして、本件は、営農型太陽光発電設備に関する転用のため、一般財団法人広島県農業会議の意見を聴かなければならないことから、7 月 15 日開催の第 4 回常設審議委員会に諮問いたしました。 会議では、次のような意見がありました。 ア：今回のように畦畔にパワーコンディショナーを持っていった場合、そのこと自体が下部での営農に直接影響あるかといえば、そうではないと思う。 イ：下部の農地で営農ができない状態というのは、今回排水の問題とかを解決すればいい話であって、転用許可を認めるとか認めないとかいう判断とは切り離してすべきことではないかと思う。

議長	ウ：通知にもあるように、「営農の適切な継続が確保されなくなった場合又はこれが確保されないと見込まれた場合には、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。」とあるように、まずは指導ではないか。 エ：指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、「発電設備を撤去するよう指導する。」こととされている。 オ：営農がなされていないことを理由にして、「不許可とすることは、以前の許可部分（今回の変更部分を除く。）も含め許可取消という意味となる。 カ：改善の余地があるなかで、昨年許可したものを取り消すのはまだ早いように思う。 キ：農業会議としては、今回の案件について不許可相当と上がっているが、コンデショナーを移動するという行為自体、許可相当と考える。営農については、まず状況確認、そして指導等をしてみる必要があると考える。 ク：総会自体で、不許可の決議をしているので、それを保留に変更する扱いは勝手にはできない。今の状況を保留しながらもう一度次回の総会に諮るのが良いと思う。 ケ：もう一度排水不良の原因を確認して、設置者が原因であるのなら、排水計画等の提出を求め、営農者には変更後の営農計画の提出を求め、営農の現実性を確認すべきと同会議は考える。 最終的な当該常設委員会の意見としては、資料の 18 ページに掲載しておりますように「営農者に対して営農計画等の提出を求め、農地転用事業者からは、農地の排水計画等の計画の提出を求め、農業委員会において、その計画が確実に実行されると認められた場合においては、許可相当と考える。」という意見回答となりました。 この回答を受けて、7 月 21 日に、会長、会長代理、比和ブロック長、担当推進委員そして比和出張所、事務局にて報告会を開催し、常設審議委員会の意見を踏まえた対応を 19 ページに掲載しておりますように会長決定としました。 7 月 25 日に本通知文を持参し、太陽光パネル設置者の〇〇に比和出張所長、事務局で訪問し、不許可の経過等を伝達し追加書類の提出を通知しました。 以上がこれまでの経過でございます。 ただいまの事務局の経過説明について、これまでのところで皆様から何かご質疑・ご意見はございますか。 (なしという声)
----	---

議長	それでは、引き続き議案第5号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第5条及び農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	転用事業者とは、19ページの通知文を渡した翌日から書類協議が始まり、7月29日までに書類の提出をするとの意思表示もあったため、今回の議案として上程しております。提出された書類は20ページから26ページに掲載しているとおりです。 申請に係る追加書類の内容については比和出張所から説明をさせていただきます。
比和出張所長	最初に、「農地の排水計画等の計画」でございます。 「農地の排水計画等に係る計画」の排水処理工事につきましては、太陽光パネル設置者の〇〇から、営農者の〇〇様確認のうえで、7/29付けで提出されております。 今回の排水処理工事につきましては、太陽光パネル施工業者の〇〇の費用負担により施工されます。 工事の概要ですが22ページの図面をご覧ください。手前の赤色の斜線部分の表土が高くなっており、3か所あります排水口が上手く機能なくなっております。圃場の中ほどが低くすり鉢状のため、水が抜けず水たまりになり耕作できなくなっている訳です。 その表土が高くなった斜線部分の土を、奥側のソーラーパネルの下へ小型のバックホウを使用し土を押して移動させるものです。 7月28日に、太陽光パネル設置者の〇〇並びに営農者の〇〇様、農業委員、推進委員、比和出張所で施工前の現地確認を行いました。 工期は8月1日から10日までを予定されており、このまま天気が続きますと予定通り完了するものと考えております。 次に、営農計画書でございます。 資料23ページをご覧ください。7/29付けで営農者の〇〇様と太陽光パネル設置者の〇〇から連名で提出されております。 24ページをお開きください。当初1年目の4月からハウレンソウを8月からはニンジン栽培する計画となっておりましたが、今回の排水処理工事の対応が必要と言う事で、作付けが当初計画より遅れました。 今回の排水処理工事の完了を待って、それから作付けの準備をして、9月中にはハウレンソウを播種し、11月から収穫を予定されています。作付けから収穫まで期間が長いのは、秋から冬に向かうことで気温の低下も考えられますが、チジミハウレンソウを栽培される予定ですので栽培期間が長くなっております。今年度、ニンジンは栽培されず、ハウレンソウ1回のみの作付けになる予定です。来年度以降は当初の計画通りで変更はありません。

	先ほどの「農地の排水計画等の計画」の概要説明時に申しました通り、今年度の営農計画につきましても営農者の〇〇様から太陽光パネル設置者の〇〇並びに農業委員、推進委員、比和出張所で現地にて確認を行いました。 肥料や資材の高騰、野菜単価の下落等で、厳しい状況ではありますが、堆肥の利用等で少しでも経費を抑えられるよう努力して栽培していきたい旨を伺っております。 今後とも引き続き、JA 等の指導も仰ぎながら、比和出張所、農業委員・推進委員で営農活動を見守って行きたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
議長	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑・ご意見等はございますか。
9 番森兼委員	22 ページの工事の図面について、工事をした後赤線の部分だけ野菜を作るとのことか。太陽光パネルの下はどのようなになるのか。
比和出張所長	赤い斜線部分の泥が高くなっており、その泥を太陽光パネルの下に移動させる工事として、栽培自体は太陽光パネルの下で耕作されます。
9 番森兼委員	耕作者のトラクターは高さが 2.4m 程あるが、パネルの下に入るのか。
比和出張所長	太陽光パネルの高さについてですが、15 ページをご覧ください。 3 m あるので大型のトラクターでも入ります。今年の春にトラクターでパネルの下部が耕起されているのを確認しております。
9 番森兼委員	排水口は赤い斜線部分だけのものではないのか。赤い斜線の部分の水が抜けてもパネルの下がびちゃびちゃでは耕作できないのでは。 その辺りの検討はできているのか。
比和出張所長	赤い斜線の表土が高くなっているため、その泥を低い部分の太陽光パネルの下に持っていくことで、排水口が機能し栽培ができます。
5 番三吉委員	多分誤解されているのではないかと思うが、元々はこの筆約 4,000 m²がフラットで稲が植えてあった。2 月にパネル業者が設置するために下をわやにしてパネルの下にあった土を赤の斜線部分へ移動させている。だからパネルの下で作物を作ろうと思っても、赤いところが山になって排水がいかないから、営農者が自分のトラクターで構ってみたがダメで、何も作物が植えられなかった、というのが今までの経緯だと僕は理解しています。だから今回、山積みになった土をパネルの下やらに排水がうまくいくようにして、営農者が作れる状況までを太陽光設置業者が直しますよ、というのが出ているのではないか。

議長	その工事を8月10日までにして、その後営農者が1作目のハウレンソウを播種するように準備をしようと思いますというのが、今日までの流れだと思います。 他にございませんか。
20 番島津委員	あと5日くらいしかないが8月10日までに必ずできるのですか。
比和出張所長	できる予定です。現在、機械が入れるように草を刈るなどの準備をしてもらっています。昨日も今朝も比和の方は雨が降っており、土壌が柔らかい状態で入ることを営農者が慎重になっておりますので、注意してやっていただけたらと思っております。 工程表の備考欄に「天候により工程が変更あり」と書いてありますが、天候が良ければ終わると考えております。
18 番前田委員	動かす泥は何m³あるのか。それらをパネルの下に持っていったら何cm高さが上がるのか。
事務局員 (比和出張所)	計算上ではありますが、約160 m³です。 現状は土の形がつり橋のような形で高いところから低いところに泥を持っていくのでは平らになるかと思えます。
18 番前田委員	現状としては、くぼんだ所は3 m以上あるということか。泥を移動した後でも3 mの高さは確保されるのか。
議長	耕作者も含めて、業者側、事務局、推進委員さん、農業委員さんが現地で確認しておりますので、確実に排水ができるような土地になるかと思えます。 農業会議の意見書を見ていただきましたけど、「その計画が確実に実行されると認められた場合」という判断がなかなか難しいです。 けれども現地で確認して納得のもとで8月10日までにやりますという計画を現地でやっていただけるようにもっていくのが指導になりますから、ここで許可が出ないと動けないということにもなります。 工事が終わってからの支柱の高さが3 m以上確保できるようにというのも確認していただけたらと思えます。
4 番木村委員	排水のことを一番に考えないと機械が入ったとしても営農ができないのでは。 かなりの傾斜をつけるとかそういう方法を取らないと、普通の畑でも乾燥させないとできないハウレンソウのような作物はできないと思う。 土質を調べてどの程度傾斜をつけたら排水がよくなるのか検討していないのか等、本当

	に営農のことを考えているのか疑問に思います。
24 番名越委員	この太陽光というのは発電できるよう許可は出ているわけです。 その中で営農者が耕作できていないということで問題になっている。ですので、その営農者の意見を聞いています。 まだ乾燥しないうちに工事をして排水口前に泥が溜まってパネルの下が水浸しになって耕作ができないのだという意見を聞いている。 そこで、排水のための工事表を提出いただき、営農者、業者、市役所で現地を確認して話をした。赤斜線の泥が高いのでパネルの下に持っていくと言っても 20 cm も 30 cm も盛り上げるわけではないんです。 そして、赤斜線の反対側の隣は田なのですが、ここから水が漏って入ってくると。それもあってパネルの下をちょっと盛り上げて周りを低くして、排水口へ流れるようにして耕作をしようと思うんだということを現地で確認しました。
議長	色々と意見が出ましたけれども、要はこれからきちっと土地の改良ができて営農者が計画通り植え付けができるように指導していくしかないのかなと思います。 農業委員会としては 2 月に営農者から収穫量の報告があるはずですからそれを見てその都度指導していくことになるかと思います。 現地の農業委員さんはしっかり営農者の意見を聞いてまた報告をしてください。
23 番松長委員	ハウレンソウは皆さんが言われるように排水が一番です。私が栽培した際も周りを深く掘って水はけをよくしました。 太陽光の下でハウレンソウはちょっと無理があるかなと思って営農者に聞いたんですが、ハウスでハウレンソウを作ったことがある経験者とのことでした。 今年は雪が降って消えたかなと思ったくらいに雨が降って、と特に天気が悪く現地はびちゃびちゃの状態でした。隣の田んぼからも地下水が出ているのかなとも思います。 営農者がハウレンソウを作ろうと計画されていますがなかなかできず土地を改良していくなかで、一つ指導したいと考えているのは周りの水はけを本当によくしないと難しいと思うことは言ってみようと思います。 みなさんで見守っていただければと考えています。
24 番名越委員	さっきの説明に付け加えですが、営農者が納得するような状態で工事が完了すれば、後は水が溜まるようなところは自分で整備する、と営農者はここまで言われました。
議長	皆様の方から他にございませんか。 (なしという声)

議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 5 条及び農地法第 3 条の規定による許可申請」について、計画変更申請を承認し、変更計画による農地法第 5 条申請及び農地法第 3 条申請について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、許可されました。
議長	工事が期日までに滞りなく進むよう、9 月のハウレンソウの播種に向けて見守り指導していただきたいと思います。 2 月の報告の際にいい結果が聞けるようお願いいたします。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 7 月 6 日 女性協議会 理事会総会 ・ 11 日 広報委員会 ・ 15 日 常設審議会 ・ 21 日 女性協議会 役員会 ・ 27 日 農地パトロール ・ 28 日 女性協議会 三役会議 ・ 29 日 再生協議会 総会 ・ 8 月 1 日 新規就農者 助成金査定会 ・ 4 日 年金研修会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 第 3 回役員会 ・ 農地パトロール実地要領 ・ 今後の主な日程 について報告を行った。
議長 堀江委員	皆様の方から何かございますか。 恵みの大地 夏号

青才委員	について報告を行った。 年金研修会 について報告を行った。
松長委員	再生協議会 総会 について報告を行った。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第5回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時6分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年8月5日

議 長
(道下 和子) _____

17 番委員
(金本 篤子) _____

18 番委員
(前田 憲二) _____